

24/10/1（火）名古屋市議会総務環境委員会（名古屋城・市長特別秘書関係部分）  
名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）ただいまから総務環境委員会を開会いたします。本日は、総務局関係の総括質疑を行った後、付議議案に対する意思決定を行い引き続き、総務関係の所管事務調査を行いますので、よろしく申し上げます。この場合当局より発言を求めておられますので、お許しをいたします。

杉浦総務局長：お許しをいただきましたので、一言申し上げをさせていただきたいと存じます。本日、河村市長が衆院選で出馬する意向を固めたとの新聞報道がございました。私ども当局といたしましても、突然のことで戸惑っているところでございます。今定例会におきまして総合計画等の議案をご審議いただいている最中にこのような報道がなされ、ご迷惑ご心配を、皆様方におかけしていることをお詫び申し上げます。私どもといたしましては、この総合計画を行政として責任を持って取りまとめまいりましたので、どうぞご理解のほど、よろしく願いをいたしたいと存じます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：次に、総務関係の所管事務調査を行います。本日の案件は、市長特別秘書についてであります。この場合ご報告いたします。初めに、委員会提出資料の考え方についてであります。9月10日の委員会において、当局よりご報告いただきました委員会提出資料に関わる3副市長の共通認識につきましては、経済水道委員会等においてもご報告がなされておりますので、ご承知おき願います。次に、市長出席要請についてであります。あらかじめ正副委員長で協議いたしました結果、9月10日の委員会における取り扱い同様、本日提出資料について、当局に対する質疑を行った後、本市長の出席を求め、市長に対する質疑を行ってまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。それではまず当局の説明を求めます。

高田市長室長：失礼いたします。本日お願いいたします案件は、市長特別秘書についてでございます。まず初めに先般9月10日に開催されました当委員会におけます私の発言により、正副委員長始め委員の皆様方に大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう、十分留意して参る所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。それでは本日は市長特別秘書につきまして、改めてこれまでの経緯等につきましてご報告をさせていただきます。資料の詳細につきましては次長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

小木原市長室次長：ありがとうございます。それでは、お手元の資料、総務環境委員会説明資料、市長特別秘書についてに基づきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1、令和6年2月定例会における特別職の秘書の職の指定等に関する条例に係る付帯決議への対応状況についてでございます。

(1) 令和5年度、市長と特別秘書の打ち合わせにおける主な発言といたしまして、特別秘書市長それぞれの主な発言を掲げさせていただきました。

2 ページに参りまして、イ市長と市長室の打ち合わせにおける市長の主な発言、その下、ウ特別秘書と、市長室の打ち合わせにおける特別秘書の主な発言を掲げさせていただきました。

3 ページをお願いいたします。

(2) 令和6年度、市長と特別秘書の打ち合わせにおける主な発言として特別市長特別秘書、市長のそれぞれの主な発言を掲げました。

4 ページに参りまして、市長と市長室の打ち合わせにおける市長の主な発言を各項目ごとにまとめて掲載いたしました。

(ア) は条例の改廃、特別秘書の任期満了への対応、その下、(イ) 公務と公務外の整理、5 ページに参りまして、(ウ) 特別秘書の活動状況の議会への報告、(エ) 特別秘書の活動の成果、(オ) 名古屋城市民説明会に係る特別秘書の行為への対応 6 ページに参りまして、(カ) 一般職任期付職員の任用でございます。

そして下段に、ウ特別秘書と市長室の打ち合わせにおける特別秘書の主な発言を掲げさせていただきました。

以上簡単ではございますが資料の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：説明が終わりましたので、提出資料について当局に対する質疑をお許しいたします。

成田たかゆき（自民・天白区）：もうだいぶこの特別秘書にかかる、そして付帯決議に基づく当局とのやり取りそれからこの特別秘書そのものの条例と、そして市長様々なお考えを伺う機会、相当数時間をかけてきてしまっている。冒頭お詫びのお言葉もあったしそれから何より市委員会資料のあり方、について、そこは一石を投じる部分があって私としてはあった中での資料要求でありました。

なかなかこの資料については、先般からのような内容ではなくて、ある種限界を、これがもう精一杯だということと、一方でそういう意味では、委員会資料としてはこういったものが適当であるということであるという意味で改めてそこは評価といいますか、そういうことで、今後とも引き続き、全委員会、全庁挙げてですね、この委員会資料とは何たるものかということ、よくよく熟慮を重ねてご提出を願えればというふうに思っております。

それで端的に伺いますけども、付帯決議を持ってしかも三度、この付帯決議を持って、我々が求めていたこと、そしてもう一度確認いたしますけども、ご報告この点について、議会へのいわゆる相対のやり取りというものがどうなされて、そして結果、特別秘書は採用されるんだけど、繰り返しになるかもしれないけども、その当時の当局並びに特別秘書の取り扱い付帯決議をもってして、どういうお考えのもとそうされたのか。

伺っておきたいと思えますけど、もいかがでしょうか。

小木原市長室次長：付帯決議、2月定例会で付帯決議をいただきました。付帯決議をいただいた直後から、市長また特別秘書等々打ち合わせを重ねまして今回、お手元の資料に提出させていただいたような市長と特別秘書のお考えみたいところで来たわけですが、当然市長の中でも特に付帯決議を非常に重く捉えておりまして、例えば公務政務、公務公務外の区別等々はきちんとやっているという認識、それから今回の名古屋城の市民説明説明会の市長の発言等々からさくら問題ですけれども、そういったところも市長とでは、少し認識としてもこちらに書かれている通り、桜問題が本当にあったのかというところから始まりまして、管理監督責任は感じている。特別秘書成果につきましてもきちんと議会に報告をするということを約束させていただいたというようなところで、議会との約束はきちんとやっていくというところの中で、最終的には、再任という形で5月の下旬頃に意思決定判断されたというところでございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：いやだからね、6月を目処にと、いうことであつたというのは、必然的に6月の議会までにはと、いうことだと思えますし、年度明け早々とはいえ、ある一定の期間をもって、この付帯決議が3度、議決をされていますから、そういう観点からすると、本当にその付帯決議をもってして、ご判断をされたのかということが私にとってみたら、いささか疑問が残る。

付帯決議の中身で、肝はやはりその公務と公務外の区分が曖昧っていうことなんですよ。この点についてこの資料を見てみると、市長は田中氏が必要だということだけを何か言うようにしか思えないんだけど、当局としては公務と公務外の区分、どういうふう考えてみえるのか、重ねて伺いますけどいかがでしょうか。

小木原市長室次長：公務と公務外でございます。

私ども行政側といいますか市長室として公務とさせていただいてるのは市政に関することでございますが、必ず所管局があるものでございますが、市長がおっしゃってる、あの公務というところはここの資料にも書かせていただいておりますが、政治活動、選挙活動以外のものでも市民のもためになることが公務というふうにおっしゃっています。私どもも当然でございますが市民のためになる、今は所管局がないけれどもいずれ市政に反映させていくべき市民のためになるものは公務なのかなというふうにも考えておりますが、いずれにせよ、市

長と特別秘書の中で公務公務外というところはきちんと区別されているというふうに市長がおっしゃってるというふうに考えております。

成田たかゆき（自民・天白区）：全然よくわかんないけど、全然よくわかんないよ。おそらく当局におかれてはその市政に関わる案件であって、市長による対応が主張して意思決定されているものと、そして、市長個人が所属する団体における政治的な活動そして市長の個人的な活動公務外の活動と、これが非常に私はわかりやすいと思うし、この当局の考えになれば市長も当然同じだというふうにならないのかという点なんだけど、この点については市長室、当局としてはどう捉えて、またこういうか考えのもと行動してほしいとせねばならんということをおっしゃっていただいていたのか、そのやり取りがあるならば市長の言葉も含めてお伺いしたいと思いますけど、いかがですか。

小木原市長室次長：市長に対して公務はこういうものだというような、私どもからちょっと発言といいますか私どもは市政に関することが公務ですというあのお話をさせてはいただいております。そのときに市長もその通りだねという話はしておりますが元々特別秘書というのが役所の常識や縦割りを超えた都市の魅力を向上するため市民のために前さばきのことをやると、市長の発想ユニークな発想とか、我々にはない発想を市政に反映させて、おそらく市民のために公務として位置づけていきたいというところも含めた公務かと考えております。

成田たかゆき（自民・天白区）：であれば別に私は特別秘書じゃなくてもいいんじゃないかと思ってしまうんだよね。

さっぱりその特別秘書の位置づけが曖昧で、区別も、またその条例化したにもかかわらず、結果様々なことが起きてきて、それが付帯決議の中で言う本市の信頼を失墜させるような由々しき事態が引き起こされかねないという言葉に近いそういったことが起きてきてるんですよね。

だからやっぱり、このご本人の言葉のこの資料を見ると忸怩たる思いなんてこともあるけど、本当にこの条例化とともにですね、この条例の中で公表していくということが果たして望ましい姿なのかとつまり、いやもう今の特別秘書は本当に優秀だと週1回必ず、議会の各会派、議長のもとにも訪れて、今こういうことを検討して市長が動いて見えるのでぜひとも協力したいと言うことなんて一切ないんですよ。だからわからないで曖昧なんですね。

昨日副市長が矢面に立たされるようなやり取りがあったけど、そんなことにまでもなっていないだよ。

ある意味、市長を飛び越えて、当局飛び越えて、いや先ほどの服部先生のおっしゃるシティプロモーションなんかは特にそうだよ。

なんか名古屋があまりその評価されてないような最近出てたけど報道も私はあまり望ましい姿では今はないというふうに思っております。一旦終わります。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：他に、資料についての質疑。

さわだ晃一（公明・西区）：市長と特別秘書の一体不可分性についてお聞きしたいと思います。

この資料を読むと、ざっと羅列していきますねまず、あのいろいろあるんですけど2ページのこのところに秘書として田中氏は引き続き必要であるという記述。

それから捲っていただいて3ページ、やや下段の方、特別秘書の成果と市長の成果は同じである。その二つポチの下、議会から特別秘書条例の改廃が提案されることがあれば、それは市長に対する不信任と同じである。

それから5ページ秘書という性質上、成果は市長と一体それから6ページ、秘書という職の上段に性質上市長との信頼関係が非常に重要。

このウの下の段ね。これは田中秘書の発言だと思いますけど、条例の改廃や私の処遇について市長自身に判断していただくしかない。私自身は自分で自分の処遇をどうこうしたいと言える立場ではないと思っている。市長が再任とのご判断をされたので、私としてはそれに従う。こうした資料の状況を見ると、条例の性質上もそうですけれども、この市長との一体不可分性、つまりAイコールBであればBイコールA。市長がいなくなるのであれば、特別秘書もいなくなるというふうに解釈できると思いますけれども、条例上の解釈は、まず、いかがでしょうか。まず条例上の解釈

小木原市長室次長：まず条例上でございますが、任期が1年、再任を妨げないというところですので、今の特別秘書は来年の5月31日まで任期があるという状況でございます。

さわだ晃一（公明・西区）：今の特別秘書さんがいなくなったとしても任期上は続きますというのが条例の仕組みですね。

それからこの資料の話に戻りますと、これをご判断というか答弁をね皆さんにお聞きするのは、どうかと思いますけれども、ここまでこれ一体不可分性って相当強いっていうふうに私は印象を受けるんですけども、この資料から読み取れる市長室の解釈として、この市長と特別秘書、最も、河村市長と田中特別秘書の一体不可分性についてはどのような見解をお持ちですか。

小木原市長室次長：特別秘書でございますが、法的にも自由任用でございます市長の信頼自由に選任できるというところからしても、ある意味、市長もおっしゃってますが私と特別秘書は成果が同じというところも含めまして、ある意味、一体性はあるのかなというふうに感じております。

さわだ晃一（公明・西区）：ということですので、この程度にしておきます。

服部将也（民主・北区）：私も少しだけお尋ねをしておきたいと思いますが、この間、かなり長い間この議論をしてまいりました。そういう中でちょっと原点に立ち返ってね、お尋ねをしておきたいと思いますが、市長の発言の意図と、通念上の解釈に齟齬があるのではないかと思ったことはありませんか。

公務と公務外について、あるいは公務という言葉の定義について、通念上の解釈と齟齬があるのではないかと。

思ったことは、職員の皆さんありませんか。

次長：市長のお考えということでございますが、公務と公務外の市長の整理につきましてはあの特別秘書と直接やり取りをされてますので、個別具体的にどういうものかというのを私はちょっと承知ができないんですが、私自身もその公務とはというところの、市長との打ち合わせの中でそういう意味では選挙活動以外のものだというご発言のところ、なんていうんでしょうか、私も納得をしたというところぐらいでそうですね私どもとはやっぱりちょっと公務の考え方が少し広く、市長は当然捉えられていらっしゃるなそこは先ほどもちょっと申しましたけれども、今は市政に反映されてないけれども、今後市政として必要な事項というところで市長はお考えなのかなというふうに感じたところでございます。

服部将也（民主・北区）：ギリギリのところでお答えをいただいております。かつてね本会議で、市長はですね、選挙も、公的な仕事だというご発言をされたことがありますよ。

その前置きとして、公務かどうかは知らんけど、何かおっしゃってたと思います。

選挙自体はね、選挙自体は公的な位置づけでいいと思います。

しかし、その選挙に立候補した候補者であるとか政党がする活動というのはですね、まさにその自らの政策を公務にするための前段の争いであって、それが公務であるはずがないんですね。

あるいは公的な仕事とも私は言えないのではないかというふうに思っています。

そういう中でね、先般、新曲を出されたときに、そのPRに行くことも公務だということをおっしゃったというあの報道がなされてましたね。いよいよねやっぱり考え方が違うんですよ。

一般的な世間一般に解釈される言葉の使い方と違うので、私はね、元々かみ合わない。

そうした意味では、我々市長特別秘書について、長時間かけて議論をしてきたけれども、何かちょっと今むなしさを感じつつ、発言をしております。これで終わります。

大村光子（減税・昭和区）：私の方からは資料の3ページなんですけれども、市長と特別秘書の打ち合わせにおける主な発言、特別秘書の二つ目ですね、いわゆるサクラ問題については、サクラという意図はなかったと、総務環境委員会で中川委員も言っている。またあるん

ですけれども、ここで特別秘書の発言にはなっておりますが、当局としてはどのように認識をされておりますでしょうか。

小木原市長室次長：総務環境委員会で中川委員ご自身がサクラという意図はなかったというご発言があったということは私も記憶しております。

大村光子（減税・昭和区）：そういう発言があったということは認識しているというふうにおっしゃっていただいたということであれば、それは、その委員会のときの発言として認識をされている、確認ですが、委員会中に認識をされたということによかったでしょうか。

小木原市長室次長：はい委員おっしゃる通りでございます。

大村光子（減税・昭和区）：はい、ありがとうございます。実はですね前回の7月の3日です、7月の3日の委員会のときにこの委員会の場で、私がですね、横井委員の方に先ほど横井委員が中川委員が本当にサクラじゃないっていうことであれば、横井委員が出されたブログの訂正は可能だということでもいいでしょうかとお尋ねしたときにですね、横井委員の方から中川委員が違ってますということだったら、訂正しなければいけないと思っているという発言をいただいております。

その後成田委員の方から議事録すらまだ出来上がっていないので、この議論はここで一旦終了というような形を捉えた委員の方でそういうふうな判断をされたというふうに認識しております。実際今はどうかといいますと、3月18日の議事録は実はもう出来上がっておりまして、先ほど次長の方からも委員会中にそういう発言があったということは認識をしているという発言もいただきましたし、また議事録としても中川委員の発言、ちょっと読ませていただくと、私の事実としては、私は田中特別秘書から連絡があって、それを受けてこのようなメッセージをFacebookのメッセージにてサクラの方の顔写真と名前を送付してありますけれど、ありますというところからスタートしてあるんですけれども、そのサクラという便宜上の言葉は実際私にとって、会場に支持者支援者を動員していくことは、特段私にとってはサクラではないんですけれども、田中市長特別秘書にとってサクラと指すから、私は便宜上この言葉を捉えて文字として残しておりますけれども、いうふうに議事録にも載っておりますということで、この前回この委員会でもこちらの方としてブログの訂正をしていただきたいというお話をさせていただきましたので、委員長におかれましては、前は議事録ができてないということだったんですけれども、今、既に議事録としてはもうできておりますので、そのところをちょっと横井委員に確認をお願いしたい。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：大村委員に申し上げます。ただいま資料について当局との質問でございますので今の意見としてとりあえず納めていただければと思います。当局への質問ならいいですけど、当局への質問今この資料については、

大村光子（減税・昭和区）：これ終わってからまたお聞きできるの

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：それはちょっと別として。今はそのとこの資料に対してのこの資料に対して、上の質問ということで冒頭申し上げておりますのでご注意ください。

大村光子（減税・昭和区）：わかりました、後ほどお尋ねしたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：他に。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：資料についてもなければ最後に委員間討議をお願いしたいということですが。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：ただいま委員間討議の申し出がありましたが、ちょっと正副で協議させていただきます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：沢田委員から議事進行ということでお願いします。

さわだ晃一（公明・西区）：まずそもそも今のブログの話。

7月だったと思いますけど、田中特別秘書がご病気になられて、そういう田中秘書ご自身に関するこの議論は控えるべきだとおっしゃったのは、減税日本のお二方ですよ。それがいつの間にか横井議員のブログの話に持ち込んだのはあなた方です。これ非常に矛盾している。だってそれやりだしたら、田中特別秘書が聞いているかもわからない聞いてないかもわかりませんけれども、自分のことだって言うふうにご病気に影響がある可能性があるじゃないですか。

それを自分たちがそれを控えるべきだとおっしゃりながら、それに持っていった瑕疵が一つ。そこで成立してるから、当時私は何も言いませんでしたけれども。

結果的にこれだって環境ハラスメントの一環なんじゃないんですか。河村市長は金メダルを噛んだときにご自身でハラスメント講習を受けてるんでしょ。あなた方受けてないかもしれませんけど。そういう問題点が今後、今から始まる委員間討議にはあるんで、これは元々は市長を今から呼ぼうと、呼んで質疑に入ろうという中で、本来はそちらの筋を行うべきことを、私はちょっと優先していただきたいと思います。加えて、総務局長からお話があった通り、今市長呼んで、この場に呼んで聞くということになると、つまり自分のご自身の出处進退の話と特別秘書の話は一体ですよ。先ほど答弁があった通りそうすると本当にやめるのかやめないのかということも、我々は聞かざるを得なくなる。



それが議会の手続きとして本当に正しいのか、そういう表明をこの委員会で我々も聞かざるを得ない。で聞いたら答えざるを得ないという中で、本来は元々市長を呼んで直接やり取りをすることを予定されていましたが、その是非も含めて代表者会でも何でもいいので、正副委員長さんで、再度その是非も含めてやっていただきたいブログの話になると、それは田中特別秘書を呼べ中川議員呼べということにもなりかねないので、それは今この段にあって私は適当ではないというふうに私は思うので、正副委員長の方でお取り計らいをいただきたいと思います。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：今、沢田委員がおっしゃったことは、あの田中特別秘書の名前を出すことが逆にハラスメントになるのではないかというようなことでしたけれども、ブログに間違ったことが載っていることについてそのままにしているという事はやはり間違っていると思いますし、それから委員会の中で、はっきりとすいません、私、話をしているので。先日のあの前のときの委員会において、議事録が出てからというお話もありましたし、そのときのやっぱり横井委員の言葉の責任は、いいと思いますので、中川議員がそれを認めるなら、取り下げると、そういうようなご発言があったので、そうやっておっしゃってるならば、この委員会でぜひお聞きしたいというところに何の矛盾もないと思っています。

さわだ晃一（公明・西区）：認識が違うので正したいと思います。私は単に名前が出るということではなくて、このサクラ問題を議論することになると、ご自身の発言や責任、それからこれまでの経緯も含めて、そういうことをご自身でお話をされる可能性も出てくるかもしれない。

そのことが病気に影響する可能性があるからだから7月の時点でそこに触れずにやりましょうということで、我々は同意をして、市長に制度のことだけ聞きますと、制度のことだけ聞きますから出てきてくださいといっても、出て見えなかったんですよ。提案者にも関わらず、条例のという経緯がありますので、名前が出るからとかそういう言葉尻を捉えて、私の発言を誤解をさせるような発言はぜひお控えいただきたいと思います。続けてこのやり取りでも、お互いに引きませんので、委員長の方で、これ委員長職権で引き取ってください。

くにまさ直紀（民主・東区）：今日のこの質疑というのは、市長特別秘書について話す場だと思うんですね、なので、ぜひその議論を続行するようにお願いします。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：議事進行、佐藤委員。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：ぜひ委員長から、横井委員にもお聞きいただきたいと思いますが、横井委員が前回委員会の中ではっきりとおっしゃったことをここでやらなければ、どこでこの話をしていくのかと。きっと横井委員も、ここでしっかりとこれは本当だったからブログは下げないとか、明らかとはっきりブログに載ってますから、横井委員もおっしゃ

りたいのではないかと思いますので、我々が先日話をしたときは、別にそれを議事進行で止めることもなく終わってるので、その続きをやらせていただいているわけですから、委員長にはしっかりとお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：正副で少し協議させていただきますので暫時休憩とさせていただきます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい、お待たせいたしました。

総務環境委員会を再開させていただきます。

ただいま政府で協議させていただきましたが委員間討議の実施については、反対のご意見もあるようなので、委員会の判断、また委員長の判断としてお認めをしませんということをお願いしています。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：委員長がそのように、この件について委員間討議ができないということであれば、一体どの時点で我々の問いかけ、そして横井委員長が言われたことについて、もし中川議員がそれは違うということをしたときに、どこの場でブログの取り下げの判断をしていただけるのか、それは委員長が責任を持ってやっていただけるんでしょうか。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：佐藤委員に申し上げます。

その個別具体的にその委員間討議の中であった個別具体的なことに関して、その委員会の中で今、判断するのは適切じゃないと思いますし、いつ、どこでっていうのはまたそれは改めて協議させていただければと思います。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：もう一つ別の件で委員間討議をお願いしたいと思います。それも前回私の発言に対して、私がかすね、特別秘書を前にしてやらせ捏造不当な市民の誘導という言葉にとどまらず、邪魔とか本人が記憶にないので申し訳ない申し訳ないと何度か言ってるけれども、そうやって言った後でも見見苦しいとか免れることはできないというような発言をしていますと、それは誰がとは言ってませんけれども、そういったことが委員会で行われているということに対して、横井委員の方から見苦しい議論だねと。

私がかたかも全部喋ったかのような言い方するけれども、私はこの委員会では本当に気をつけて喋ってますよ。

相手の方を傷つけない、ここで怒鳴ったり、机叩いたりなんてしてないんですよと、常に僕、優しく言ってますよ、冷静に喋ってますよというようなことで、このときも速記録だったのでこれ以上はというところでした。

これについても昨日人権問題について議論をしていますので、是非、議事録も出たことですし、該当する委員の方にはその発言があったことも含めて、委員間討議をさせていただきたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい佐藤委員に申し上げます。

先ほどで正副で協議した内容を再度伝えますが、本日はこの政務と公務ということで市長にお出まじいただくということと、あと何だったっけね。

市長の考え方ってということで今日の委員会を開いて、まず冒頭にこの資料説明ということでやっておりますので、今の委員間討議も含めてお認めはいたしません。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：委員間討議も何方かが申し出をすれば、ほぼほぼ100%委員間討議をこれまでされてると思います。それがふさわしいかふさわしくないかっていうのは、委員間討議をしてみないとわからないことでもあるにもかかわらず、委員間討議をお認めいただけないということに対しては大変不満も持ってますし、なぜ委員間討議、今まではほぼ100%やってみえると思います。そして横井委員もきっとお話をされたいと思います、この2点について。

横井委員にも一度ご確認はいただきたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：再度申し上げます。

先ほど申し上げましたように、委員長の権限によるこの委員間討議ということで理事会等でも決まっておりますので、今申し上げました私が認めないという以上お認めをいたしません。他にないようであります。

成田たかゆき（自民・天白区）：冒頭総務局長より、本日の早朝の報道を受けてコメントございました。それについては極めて重要でかつこのタイミングもありです。

ましてや9月定例会中にも関わらず、そういう報道が出たというのは極めて、望ましい姿では私はないと思っている。

すなわちその中で、本日、市長をいわゆるお招きをしてですね、いろいろと伺うということと、それは特別秘書のこの条例等について、当然その会派含めたお考え、それぞれの認識を改めるとということだと思っただけけれども、そういう中で言うと本日その市長をお招きするということが果たしてふさわしいのかどうかというのが、よくよく考えるべきだのではないかなと思ってしまうのは私だけではないのかなということもありますから、その点を踏まえて正副委員長で今一度、ご検討をお願いしたいなということです。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：市長を呼ぶ呼ばないに関しての動議ということでよろしいでしょうか。

成田たかゆき（自民・天白区）：そうです。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：動議ですね。

成田たかゆき（自民・天白区）：動議というよりも進め方としての問題として、今一応検討されたらどうかなってことです。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：今そういう意見ございましたが、他の委員の方でご意見ございませんでしょうか。

さわだ晃一（公明・西区）：先ほど私も同様のことを含めて申し上げたので、お考えいただきたいと思います。

委員長：意見ございませんか。

大村光子（減税・昭和区）：：前回も確かその市長を呼ばれるとき延びた。9月10日でしたっけ、9月10日が10月今日に延びてますので、1回ちゃんとやっていただきたいと減税日本としては意見をちょっと言わせていただきたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：今の意見を踏まえて、暫時休憩。

大村光子（減税・昭和区）：すいません、ちょっと一点というか議事進行の中で、

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：御免、休憩のマイク入ってないことで大村委員。

大村光子（減税・昭和区）：先ほども正副で決定をされたんですけど、今大きな案件になると思いますので、代表者会とかも少し検討していただければと思いますのでよろしくお願ひします。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：含めて暫時休憩とさせていただきます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい、お待たせいたしました。

それでは総務環境委員会を再開させていただきます。

先ほど成田委員からの動議ということで、ただいま正副委員長会、代表者会を開催いただきました。

冒頭、総務局長からも今日の報道のことにもお話がありました。そういった状況を鑑みる中で、市長を呼ぶことを、今回は見合わすということで決定をいたしましたので、ご報告いたします。

本日の予定は以上であります。これにて本日の委員会を閉会させていただきます。